

# 地域密着型金融推進計画

東奥信用金庫

## I. 計画期間

平成 17 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日（2 年間）

## II. 当金庫の経営理念・基本方針

### 1. 経営理念

#### 「地域の繁栄と地元中小企業の育成発展を目指す」

この経営理念は、「地域やお客さまの繁栄と地元中小企業の発展があってこそ当金庫があり、また役職員のたゆみない努力による安定した生活があってこそ金庫がある」という共存共栄の精神のもとに、当金庫の基本方針として確立されてまいりました。

これからもお客さまの立場に立った経営に努め、この津軽地域になくてはならない専門的金融機関、時代を先取りした、未来のある金庫を目指してまいります。

### 2. 基本方針

**相互扶助の精神を持とう！**

**地域の繁栄と産業の育成に奉仕しよう！**

**明るい職場、明るい家庭、明るい社会を築こう！**

### 3. 当金庫が目指す姿

当金庫の経営理念では、地域の繁栄がなければ当金庫の発展はない、という地域と当金庫の共存共栄の精神を掲げており、地域経済の中心である中小企業への「積極的な支援と育成」は地域金融機関として当然の使命として創業以来、一貫して取り組んでおります。

また、「勝ち残りを目指して」をキーワードとし、地域における信頼の維持・向上と収益力の強化に最大の努力を傾注し、経営管理体制の強化と特性の発揮に努めてまいります。そして、会員、取引先、地域、そして職員にとって魅力的な「とうしん」を創造し、経営基盤を確固たるものとして、津軽地域にしっかりと根を下ろした信頼される金庫、夢と未来にお手伝いできる金庫を目指してまいります。

#### 4. 基本目標

持続的な成長・企業価値の向上を図り、「質の高い総合金融サービス業」を実現するため、「収益力の強化（粗利益の増強）」「経営管理の高度化」「組織力の向上」の3つを基本目標に設定いたしました。また、信頼を基盤とする金融サービス業として、金融取引のセキュリティ向上とコンプライアンスの更なる徹底を図ります。

##### (1) 収益力の強化（粗利益の増強）

お客様に安心してお取引いただくため、健全な財務体質と高い収益力が求められております。当金庫の長期経営計画においても第一の柱と位置付けしており、地域への貸出金増強と役務収益の強化を図るとともに、経費抑制などコスト削減等によるローコスト体質化に努め、「収益力の強化（粗利益の増強）」を図ってまいります。

##### (2) 経営管理の高度化

収益力の強化のためには、適切なリスクテイクと注力する分野への投資が不可欠であり、リスク管理態勢の強化、収益管理の充実など「経営管理の高度化」に取り組んでまいります。

また、お客様の信頼に応えるべく、コンプライアンスの更なる徹底、金融取引のセキュリティ向上を図ります。

##### (3) 組織力の向上

金融サービスの質や競争力を支えるのは「人」「組織」です。人材の育成・専門性の向上に取り組むとともに、機動的な人材配置等、事業展開に相応しい人員構成確立に努めます。また、この人材の集団である「組織力の向上」を図り、営業力強化に努めてまいります。

#### 5. 業績目標

地域の発展に貢献するとともに、お客様に安心してお取引いただける強靱な経営体質を構築するため、以下の業績目標を設定いたしました。

	平成 18 年度目標	平成 17 年 3 月末実績
業務純利益	700 百万円程度	841 百万円
経常利益	350 百万円程度	159 百万円
自己資本比率	10.50%程度	10.00%
不良債権比率	6.50%程度	7.38%

この業績目標は、将来の業績を約束するものではなく、地域の経済環境の変化等により変動する可能性があります。

### Ⅲ. その他計画期間中に推進する事項

#### 1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

##### (1) 創業・新事業支援機能等の強化

リレーションシップバンキング機能強化計画「集中改善期間」(以下「集中改善期間」といいます。)では、創業・新事業支援機能強化のため、融資審査態勢の強化、人材育成のための研修実施、政府系金融機関や地元大学との連携を通じた「産学官」の構築に取り組んだ結果、創業・新事業支援のための態勢整備の強化を図りました。

しかし、人材・ノウハウの不足や現場職員の浸透度が不足したため、融資実績も少なく本項目の継続的な取り組みが重要であると認識しております。

「地域密着型金融推進計画」(以下「推進計画」といいます。)では以下の項目について重点的に推進して創業・新事業支援機能の強化に取り組んでまいります。

政府系金融機関との連携強化による協調融資の実施。

融資審査態勢の強化を図るため、新規事業の事前モニタリング強化による事業計画の妥当性検討。

産学官とのネットワークの構築。

- ・ 地元企業、弘前大学を中心とした「ひろさき産学官連携フォーラム」への参加。
- ・ 全国の大学、企業、公的研究機関等が設立した「コラボ産学官」の青森支部と連携した活動の展開。

商工会議所と連携した新規事業資金の支援強化。

創業・新事業支援機能強化のための研修体制強化による人材の育成、職員の能力向上。

##### (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

「集中改善期間」では、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化のため、公認会計士による経営相談の開催、各営業店が行なう再生支援先に対する経営指導・相談、「しんきんビジネス・マッチング」情報の提供、後援団体「東奥会」による異業種交流会の開催等を実施し、取引先のニーズに応じた経営情報を提供してまいりました。

「推進計画」においても、以下の項目について重点的に推進し、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化に向けて取り組んでまいります。

経営相談の充実を図るため、公認会計士による経営相談及び各営業店による再生支援先に対する経営指導・相談の実施。

「しんきんビジネス・マッチング」情報の提供による、取引先のニーズに応じた経営情報の提供。

後援団体「東奥会」主催の異業種交流会、経済講演会等による経営情報の提供。

専門的知識を有する外部団体である支援センター、商工会議所等との連携強化と活用。

中小企業の財務・経営管理能力向上を図るための独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の「中小企業会計啓発・普及セミナー」活用。

職員の相談能力向上のための研修への積極的参加及び政府系金融機関との連携強化による専門的知識の吸収。

### (3) 事業再生に向けた積極的取組み

「集中改善期間」では、事業再生に向けた取組み強化のため、要注意先等取引先の健全債権化に向け、企業支援グループを設立し、支援体制を構築いたしました。経営支援対象 33 先を選定し、具体的支援活動に取り組まましたが、当該 2 年間のランクアップ実績は 3 先に留まりました。支援に対する職員のスキル不足が認められることから、「推進計画」においては、以下の項目を重点的に取組んで要注意先等の健全債権化等を図ります。

なお、取組み強化により、経営支援対象先から 10%以上のランクアップを目指して取組み、これらの経営改善による実績の公表を行なうとともに改善の事例等も積極的に公表してまいります。

平成 17 年度経営支援対象 40 先に対する本部「企業支援グループ」と各営業店の連携による支援強化。

中小企業再生支援協議会の一層の活用。

業界団体の主催する「目利き力」「企業再生支援」研修への参加による職員の再生支援能力のアップ。

政府系金融機関との連携強化。

業界団体の主催する、多様な事業再生手法に向けた研修への参加による同手法へのノウハウの蓄積。

### (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進

「集中改善期間」では、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るため、企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材育成のための研修やキャッシュフローを重視した審査能力のための本部集合研修を実施したほか、第三者保証・担保に依存しない無担保融資商品の取扱いを開始いたしました。

信用リスクデータベースの活用によるスコアリングモデル構築、適正金利の設定、ポートフォリオの適正化等のため、企業信用格付の整備を進めておりますが、システム環境が整ったことから、今後は具体的活用に向けて検討いたします。

また、民法一部改正に伴う既存の包括根保証契約は、制度改正の趣旨を踏まえ諸契約書類の改正を実施いたしました。

「推進計画」では、以下の項目を重点的に取組んで更なる強化に結び付けてまいります。

業界団体主催の研修への参加と、企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成。

既に取り扱っている、第三者保証・担保に依存しない無担保融資「事業者サポート資金」、信用保証協会と連携したCRD指標による「パワーアップローン」の継続と、無担保融資商品の拡大。

信用リスクデータベースの整備と活用。

ローンレビュー（貸出後の業況把握）の継続実施。

中小企業の資金調達手法の多様化に向けた諸研修の実施（業界団体、政府系金融機関）と多様化の取組み強化。

#### (5) お客様への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化

「集中改善期間」では、お客様への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化を図るため、顧客説明態勢に係る管理規程、マニュアルを制定し、重要事項に関する説明態勢を確立いたしました。併せて、信用金庫取引約定書も双方署名方式に移行しました。

営業店における実効性確保のため、融資部の営業店事務指導臨店時及び監査部の実地監査時において説明態勢の実施状況確認および苦情発生等のモニタリングを行なうとともに、融資拒絶先の苦情発生等の実態報告を求めするなど苦情発生防止に努めております。

なお、相談・苦情処理機能は、規程・組織体制を平成14年11月に整備しており、苦情案件は本部統括部において一括して分析・検討を行いながら、経営に反映させております。

「推進計画」では、現態勢を継続しながら以下項目を重点的に取組んで更なる強化に結び付けてまいります。

お客様への説明態勢の整備・強化。

営業店臨店によるお客様への説明態勢の実効性のモニタリング継続。

地域金融円滑化会議での苦情事例等の還元と苦情発生防止。

相談・苦情処理態勢の強化と、苦情案件の分析・検討による経営資源としての活用。

#### (6) 人材の育成

「集中改善期間」では、企業再生のための「企業再生支援」、創業・新事業支援のための「目利き力養成」、中小企業の資金調達の多様化に向けた取組み等で、これらに対応できる人材の育成から業界団体主催の研修、庫内研修、政府系金融機関開催のセミナー、その他通信教育を受講してまいり

ました。

その結果、各分野において人材の育成は図られたものの、全体としては道半ばと考えております。

事業再生、中小企業の資金調達の多様化に向けた取組み、経営相談等においては、結果が十分反映するまでは時間を要すると考えられるため、現取組みを継続しながら、以下項目を重点的に取組んで更なる強化に結び付けてまいります。

業界団体主催研修への参加。

庫内集合研修の実施。

政府系金融機関との連携によるセミナー・研修への参加。

業界団体で設置する「人材プール」の有効活用。

## 2. 経営力の強化

### (1) リスク管理態勢の充実

金融庁より平成 17 年 3 月 31 日に公表された「新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案」に基づき、平成 17 年 6 月期においてバーゼル 基準の試算を実施いたしました。

今後は、バーゼル の導入に備え、理解を深めるとともに、自己資本比率算出の精緻化、リスク管理の高度化、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備について以下のとおり取組んでまいります。

バーゼル 導入による影響度の測定と対応策の検討。

バーゼル に対応した自己資本比率算出方法、リスク管理手法の検討と金庫内ルールの策定。

情報開示拡充に関する開示項目、説明方法の検討。

### (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

「集中改善期間」では、信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築及び金利設定のための内部基準の整備に取り組んでまいりました。

その結果、法人企業の企業信用格付先が 380 社となったほか、平成 16 年 8 月には S D B（信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース）に参加いたしました。また、平成 17 年 5 月より個人事業主格付を導入し、企業信用格付体制の強化に努めております。

現時点では、信用リスクデータ量が十分とは言えないため、これまでの取組みを継続するとともに、以下の項目について強化に努めてまいります。

信用リスクデータの蓄積及び企業信用格付と債務者区分の整合性のチェック。

SDBリスクデータベースの活用による内部格付の検証。  
内部格付制度の格付区分に基づく金利設定に向けた体制整備。

### (3) ガバナンスの強化

「集中改善期間」では、半期開示の充実、総代会の機能強化等に取り組んでまいりました。

半期開示の充実については、開示項目・説明方法を見直したほか、開示媒体としてディスクロージャー誌に加えホームページを利用しております。

総代会の機能強化については、総代選考規程の改正（総代定年制等の規定）総代名簿・総代会の仕組・総代の選任方法の公表（ディスクロージャー誌）を実施いたしました。

今後は半期開示の一層の充実を図るとともに、会員の意見を反映させる仕組みの構築を検討いたします。

半期開示における開示項目・説明方法の見直し。

総代交友会等後援団体への役員参加による会員とのコミュニケーション強化。

役員外交による意見収集と意見交換。

### (4) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化

不祥事件等の発生を未然に防止するため、平成 11 年 10 月コンプライアンス規程を制定し、連絡報告・モニタリング及び実地監査時の稼働状況チェック等により法令等遵守態勢の強化に努めてまいりました。

また、平成 17 年 4 月施行の個人情報保護法を踏まえ、個人情報関連規程等を制定し、個人情報取扱いの厳格化、個人情報の漏えい防止等に努めております。

今後とも、内部管理体制の充実、個人情報の適切な取扱い等により、法令等遵守態勢の強化に努めてまいります。

規程・マニュアルの継続的見直し。

研修・啓蒙活動の継続実施。

日常業務活動のモニタリング及び点検チェックと監査部による実地監査の強化。

### (5) ITの戦略的活用

平成 14 年度より「新情報系システム」の運用を開始し、ネットワーク基盤の整備、情報の基盤整備に努めております。平成 15 年度は運用の合理化・効率化をはじめ、新基盤への移行、マーケティング基盤の整備、セキュリティ強化を実施いたしました。



さらに、平成 16 年度より最終段階として平成 18 年度上期を目処に現行資産のサーバ移行、通信回線の高速化対応、個人情報保護法に伴うセキュリティ対策に取り組んでおります。

なお、東北地区信金共同事務センターとの連携を図りながら、IT 投資効果の検証に取り組んでまいります。

メインフレームのネットワークシステムへの移行。

通信インフラ対応のための広域 LAN 対応。

### 3. 地域の利用者の利便性向上

#### (1) 地域貢献等に関する情報開示

地域貢献の更なる充実を図っていくために「地域の中小企業に対しどのような資金供給がなされているか」「地域の預金者が自らの預金が地域のためにどのように活かされているか」など地域の特性を踏まえ利用者の目線に立った、分かり易い情報開示を目指してまいります。

#### (2) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立

地域の特性や利用者ニーズを踏まえた「地域利用者の満足度を重視した経営の確立」を図るため以下のとおり取り組んでまいります。

「利用者満足度アンケート調査」の実施。

調査結果を分析、公表。

調査結果を踏まえた施策の検討。

#### (3) 地域再生推進のための各種施策との連携等

地域全体の活性化の視点から行政、商工団体等と連携し「地域のまちづくり」事業など各種施策に対し積極的に協力してまいります。